

令和 7 年 6 月 26 日

一宮市規則第 25 号から第 30 号までを別紙のとおり
公布する。

一宮市長 中 野 正 康

規 則 番 号 一 覧 表

規則第25号	一宮市公印規則等の一部を改正する規則
規則第26号	一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例等の一部を改正する条例付則第3条の2第1項の年金たる給付等を定める規則の一部を改正する規則
規則第27号	一宮市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
規則第28号	一宮市企業の立地の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則
規則第29号	一宮市建築基準法施行細則の一部を改正する規則
規則第30号	一宮市温水プールの設置及び管理等に関する条例施行規則を廃止する規則

令和7年6月26日

一宮市公印規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第25号

一宮市公印規則等の一部を改正する規則
(一宮市公印規則の一部改正)

第1条 一宮市公印規則(昭和42年一宮市規則第18号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第2(第3条—第5条、第9条関係) 【別記 参照】	別表第2(第3条—第5条、第9条関係) 【別記 参照】

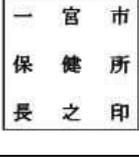
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

公印番号	公印名	書体	寸法(ミリメートル)	ひな形	管守課	個数	用途
略							
106	一宮市保健所長之印	てん書	方21		保健所保健総務課	1	保健衛生事務専用
					保健所健康支援課	3	
					保健所保健衛生課	1	動物愛護事務専用
略							

改正案

公印番号	公印名	書体	寸法(ミリメートル)	ひな形	管守課	個数	用途
略							
106	一宮市保健所長之印	てん書	方21		保健所保健総務課	1	保健衛生事務専用
					保健所健康支援課	3	
					保健所保健衛生課	1	動物愛護事務専用
略							

令和7年6月26日

一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例等の一部を改正する条例付則第3条の2第1項の年金たる給付等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第26号

一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例等の一部を改正する条例付則第3条の2第1項の年金たる給付等を定める規則の一部を改正する規則

一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例等の一部を改正する条例付則第3条の2第1項の年金たる給付等を定める規則(昭和55年一宮市規則第33号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(一宮市条例第33号付則第3条の2に規定する市長の定める額) 第3条 一宮市条例第33号付則第3条の2第1項ただし書及び第2項に規定する市長の定める額は、 <u>820,000円</u> とする。	(一宮市条例第33号付則第3条の2に規定する市長の定める額) 第3条 一宮市条例第33号付則第3条の2第1項ただし書及び第2項に規定する市長の定める額は、 <u>830,000円</u> とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例等の一部を改正する条例付則第3条の2第1項の年金たる給付等を定める規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

令和7年6月26日

一宮市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第27号

一宮市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一宮市子ども医療費の助成に関する条例施行規則(昭和48年一宮市規則第7号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
付 則 1・2 略	付 則 1・2 略 <u>(受給者証の申請に係る特例)</u> 3 <u>令和7年10月1日において15歳以上である子ども(中学生を除く。)</u> が、15歳に達した日以後最初の3月31日に受給資格者であった場合は、 <u>第3条第1項の規定による提出があったものとみなす。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

令和7年6月26日

一宮市企業の立地の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第28号

一宮市企業の立地の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 一宮市企業の立地の促進に関する条例施行規則(平成14年一宮市規則第21号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(奨励措置の適用申請の手続等)</p> <p>第3条 条例第4条第1項の規定により、奨励措置の適用を受けようとする事業者は、企業立地促進奨励措置適用申請書に市長が別に定める必要書類を添付して、事業所の新設等に着手しようとする日(事業所の新設等に係る建物が賃借による場合にあつては、その契約を締結する日)の1か月前(条例第3条第1項第2号に掲げる奨励措置の適用を受けようとする事業者にあつては、2か月前)の日までに、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、同日後に提出することができるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(奨励金の交付申請の手続等)</p> <p>第4条 条例第5条から第8条まで の規定により、奨励金の交付を受けようとする事業者は、申請書兼実績報告書及び奨励金請求書に市長が別に定める必要書類を添付して、操業開始をした日から起算して12か月を経過した日の属する月の翌月の1日から末日までに市長に提出しなければならない。この場合において、翌年度以後に引き続き奨励金の交付を受けようとするときの提出期間についても、同様とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(帳票)</p> <p>第9条 条例の施行に関し必要な帳票の名称</p>	<p>(奨励措置の適用申請の手続等)</p> <p>第3条 条例第4条第1項の規定により、奨励措置の適用を受けようとする事業者は、企業立地促進奨励措置適用申請書に市長が別に定める必要書類を添付して、事業所の新設等に着手しようとする日(事業所の新設等に係る建物が賃借による場合にあつては、その契約を締結する日)の1か月前_____</p> <p>_____</p> <p>の日までに、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、同日後に提出することができるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(奨励金の交付申請の手続等)</p> <p>第4条 条例第5条、第7条及び第8条の規定により、奨励金の交付を受けようとする事業者は、申請書兼実績報告書及び奨励金請求書に市長が別に定める必要書類を添付して、操業開始をした日から起算して12か月を経過した日の属する月の翌月の1日から末日までに市長に提出しなければならない。この場合において、翌年度以後に引き続き奨励金の交付を受けようとするときの提出期間についても、同様とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(帳票)</p> <p>第9条 略</p>

は、次に掲げるとおりとし、その様式については、市長が別に定める。	
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
(4) <u>高度先端産業立地促進奨励金交付申請書兼実績報告書</u>	
(5)～(8) 略	(4)～(7) 略
(9) <u>高度先端産業立地促進奨励金交付決定通知書</u>	
(10)～(15) 略	(8)～(13) 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 一宮市企業の立地の促進に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(奨励措置の適用申請の手続等)	(奨励措置の適用申請の手続等)
第3条 条例第4条第1項の規定により、奨励措置の適用を受けようとする事業者は、企業立地促進奨励措置適用申請書に市長が別に定める必要書類を添付して、事業所の新設等に着手しようとする日(事業所の新設等に係る建物が賃借による場合にあつては、その契約を締結する日)の <u>1か月前</u> の日までに、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、同日後に提出することができるものとする。	第3条 条例第4条第1項の規定により、奨励措置の適用を受けようとする事業者は、企業立地促進奨励措置適用申請書に市長が別に定める必要書類を添付して、事業所の新設等に着手しようとする日(事業所の新設等に係る建物が賃借による場合にあつては、その契約を締結する日)の <u>30日前</u> の日までに、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、同日後に提出することができるものとする。
2 略	2 略
(奨励金の交付申請の手続等)	(奨励金の交付申請の手続等)
第4条 条例第5条、第7条及び第8条の規定により、奨励金の交付を受けようとする事業者は、申請書兼実績報告書及び奨励金請求書に市長が別に定める必要書類を添付して、 <u>操業開始をした日から起算して12か月を経過した日の属する月の翌月の1日から末日までに</u> 市長に提出しなければならない。この場合において、翌年度以後に引き続き奨励金の交付を受けようとするときの提出期間についても、同様とする。	第4条 条例第5条_____の規定により、奨励金の交付を受けようとする事業者は、申請書兼実績報告書及び奨励金請求書に市長が別に定める必要書類を添付して、 <u>操業開始後、最初に固定資産税を課される年度の4月1日から6月30日までの間</u> _____に市長に提出しなければならない。この場合において、翌年度以後に引き続き奨励金の交付を受けようとするときの提出期間についても、同様とする。
	2 <u>条例第8条の規定により、奨励金の交付を受けようとする事業者は、申請書兼実績報告書及び奨励金請求書に市長が別に定める</u>

<p>2 市長は、<u>前項</u>の申請書兼実績報告書(実績報告書に関する部分を除く。)の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、奨励金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。</p> <p>3 <u>第1項</u>の申請書兼実績報告書(実績報告書に関する部分に限る。)及び奨励金請求書については、前項の規定による交付決定通知がなされた時に、当該奨励金の申請者から市長に提出されたものとみなす。 (帳票)</p> <p>第9条 条例の施行に関し必要な帳票の名称は、次に掲げるとおりとし、その様式については、市長が別に定める。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>賃借型立地奨励金交付申請書兼実績報告書</u></p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) <u>賃借型立地奨励金交付決定通知書</u></p> <p>(9)～(13) 略</p>	<p><u>必要書類を添付して、操業開始をした日から起算して12か月を経過した日の属する月の翌月の1日から末日までに市長に提出しなければならない。この場合において、翌年度以後に引き続き奨励金の交付を受けようとするときの提出期間についても、同様とする。</u></p> <p>3 市長は、<u>前2項</u>の申請書兼実績報告書(実績報告書に関する部分を除く。)の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、奨励金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。</p> <p>4 <u>第1項及び第2項</u>の申請書兼実績報告書(実績報告書に関する部分に限る。)及び奨励金請求書については、前項の規定による交付決定通知がなされた時に、当該奨励金の申請者から市長に提出されたものとみなす。 (帳票)</p> <p>第9条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(7)～(11) 略</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年9月1日から施行する。
(経過措置)
- 第1条の規定による改正後の一宮市企業の立地の促進に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に一宮市企業の立地の促進に関する条例(平成14年一宮市条例第13号。以下「条例」という。)第4条の規定による申請をする事業者について適用し、同日前に同条の規定による申請をした事業者については、なお従前の例による。
- 第2条の規定による改正後の一宮市企業の立地の促進に関する条例施行規則の規定は、令和7年9月1日以後に条例第4条の規定による申請をする事業者について適用し、同日前

に同条の規定による申請をした事業者については、なお従前の例による。

- 4 令和7年9月1日から同年10月31日までの間に事業所の新設等に着手する事業者に対する第2条の規定による改正後の一宮市企業の立地の促進に関する条例施行規則第3条第1項の規定の適用については、同項中「事業所の新設等に着手しようとする日(事業所の新設等に係る建物が賃借による場合にあつては、その契約を締結する日)の30日前の日まで」とあるのは、「令和7年9月30日まで」と読み替えるものとする。

令和7年6月26日

一宮市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第29号

一宮市建築基準法施行細則の一部を改正する規則
一宮市建築基準法施行細則(昭和57年一宮市規則第11号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(定期調査) 第4条 法第12条第1項の規定により市長が指定する建築物は、次の表の(あ)欄に掲げる用途に供するもので、その規模が<u>同表(い)欄</u>の当該各項に掲げる規模のものとする。 【別記1 参照】</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	<p>(定期調査) 第4条 法第12条第1項の規定により市長が指定する建築物は、次の表の(あ)欄に掲げる用途に供するもので、その規模が<u>同表の(い)欄</u>の当該各項に掲げる規模のものとする。 【別記1 参照】</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件(平成20年国土交通省告示第282号。以下この項において「告示」という。)</u>第2の規則で付加する項目は、次の表の(あ)欄に掲げるものとし、当該項目に係る方法及び結果の判定基準は当該項目に応じ、<u>同表の(い)欄及び(う)欄</u>に掲げるものとする。 【別記2 参照】</p>
<p>(定期検査) 第5条 略</p> <p>2 法第12条第3項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による報告の時期として省令第6条第1項及び第6条の2の2第1項の規定により市長が定める時期は、<u>毎年</u>、次の表の(あ)欄に掲げる特定建築設備等及び政令第138条の3に規定する昇降機等(以下「昇降機等」という。)の区分に応じ、</p> <hr/> <hr/>	<p>(定期検査) 第5条 略</p> <p>2 法第12条第3項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による報告の時期として省令第6条第1項及び第6条の2の2第1項の規定により市長が定める時期は、<u>毎年</u>(省令第6条第1項に規定する国土交通大臣が定める検査の項目にあっては、3年ご</p>

<p>____同表の(い)欄に掲げる時期とする。</p> <p>表略</p> <p>3 略</p>	<p>と)の同表の(い)欄に掲げる時期とする。</p> <p>表略</p> <p>3 略</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

現行

	(あ)	(い)
略		
(2)	法別表第1(い)欄(1)項、(2)項、(3)項及び(4)項(政令第16条第1項に規定する建築物に係る用途に限る。)並びに(1)項(あ)欄に掲げる用途のうち2以上の用途に供するもの	(あ)欄の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、かつ、その用途のいずれかに供する部分の全部又は一部が3階以上の階又は地階にあるもの((あ)欄の用途のいずれか一の用途が前項____に掲げる用途であって階数が4以下のもの、特定規模のもの及び避難階以外の階を(あ)欄に掲げる用途に供しないものを除く。)

改正案

	(あ)	(い)
略		
(2)	法別表第1(い)欄(1)項、(2)項、(3)項及び(4)項(政令第16条第1項に規定する建築物に係る用途に限る。)並びに(1)項(あ)欄に掲げる用途のうち2以上の用途に供するもの	(あ)欄の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、かつ、その用途のいずれかに供する部分の全部又は一部が3階以上の階又は地階にあるもの((あ)欄の用途のいずれか一の用途が(1)項(あ)欄に掲げる用途であって階数が4以下のもの、特定規模のもの及び避難階以外の階を(あ)欄に掲げる用途に供しないものを除く。)

【別記2】

改正案

	(あ)	(い)	(う)
建築物の主要部分	各階の主な	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視等(告示別表第1に規定する目視等をいう。以下この表において同じ。)により確認する。
	な	扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。
			物品が放置されていること等により防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。
			取付けが堅固でないこと。

常時閉鎖した状態にある防火扉	扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。	
	固定の状況	目視等により確認する。	防火扉が開放状態に固定されていること。	
	人の通行の用に供する部分に設ける防火扉の作動の状況	扉の閉鎖時間を測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じて閉鎖力を測定する。ただし、3年以内を実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件(昭和48年建設省告示第2563号)第1第1号の規定に適合しないこと。	
	換気設備	換気設備(次条第1項第1号に該当するものを除く。以下この表において同じ。)の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。	換気設備が作動しないこと。
避難施設等	換気設備による換気の妨げとなる物品の状況	目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。	
	特別避難階段	階段室又は政令第123条第3項第1号に規定する付室の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内を実施した法第12条第3項の規定に基づく検査(以下「定期検査」という。)の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。
	防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。	可動式防煙壁が作動しないこと。
	排煙設備	排煙設備(次条第1項第1号に該当するものを除く。以下この表において「定期調査対象排煙設備」という。)の作動の状況	各階の主要な定期調査対象排煙設備の作動を確認する。	定期調査対象排煙設備が作動しないこと。
非常用	昇降路又は政令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビーの排煙設備の作動の	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内を実施した定期検査	排煙設備が作動しないこと。	

エレベーター	状況	の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	
非常用の照明装置	非常用の照明装置(次条第1項第1号に該当するものを除く。以下この表において同じ。)の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。	非常用の照明装置が作動しないこと。
照明装置	非常用の照明装置による照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。

付 則

この規則は、令和7年7月1日から施行し、改正後の第5条第2項の規定は、同年6月1日から適用する。

令和7年6月26日

一宮市温水プールの設置及び管理等に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第30号

一宮市温水プールの設置及び管理等に関する条例施行規則を廃止する規則
一宮市温水プールの設置及び管理等に関する条例施行規則(令和2年一宮市規則第89号)
は、廃止する。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。